

令和2年度

社会福祉法人丸森町社会福祉協議会事業計画

1. 本協議会を取り巻く情勢

令和元年 10 月 12 日から翌 13 日にかけて台風 19 号が東日本を通過し、丸森町は大雨に見舞われました。

この豪雨により各地で冠水、土砂崩れ、道路の寸断が発生し、令和 2 年 2 月時点の集計では死者 10 名、行方不明者 1 名、床上浸水 866 件、床下浸水 207 件(台風 19 号災害検証委員会資料)という甚大な被害となりました。

このことにより、多くの町民が被災し住み慣れた地域を離れ、プレハブ仮設住宅や他の地域に移り住むことを余儀なくされています。

住み慣れないプレハブ仮設住宅等の新たな居住地でのつながりの希薄化により、それを支援していくためのそれぞれにおける環境づくりやボランティアの推進など、住民がお互いを思いやり、共に支え助け合うことができる地域社会の再構築が課題となっております。

このようななか、本協議会は、保健センター内の事務所が被災したため、旧アイユー店舗を仮事務所としながら、町民が早期に復旧・復興できるよう、「丸森町災害ボランティアセンター」を設置し、泥だしや片付け等のボランティアを派遣するとともに、並行して低所得世帯等を対象とした生活福祉資金貸付事業を実施してまいりました。災害ボランティアセンターについては、住民からのボランティアニーズが減少してきたことから、通常のボランティアセンターへの移行を検討していたところに、新型コロナウイルスが流行し始めたため、丸森町新型コロナウイルス感染症対策本部の方針を受け、ボランティアの受入を休止せざるを得ない状況となっております。

また、令和元年 12 月 25 日には、町から「被災者見守り・相談支援事業」を受託し、丸森町社協地域支え合いセンターを設置、生活支援相談員 5 名を配置しました。被災者の心に寄り添いながら、支援に努めてまいります。

町との密接な連携により、運営している二つの認定こども園については、台風 19 号による甚大な被害により、丸森たんぽぽこども園の施設は利用できない状況です。町と連携しながら施設の早期復旧を推進するとともに、子どもの心と身体のケアに努めてまいります。

平成 29 年度の社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)改正に伴い社会福祉法人としてのガバナンスの強化、事業運営の透明性の確保、財務規律の強化を図り、地域の課題やニーズを踏まえた地域における公益的な取り組みを推進することで地域福祉の中心的な団体として位置づけられている本協議会の広範囲にわたる役割や機能は、ますます重要となってきています。

2. 基本方針

- 台風 19 号災害復旧を念頭に「であい・ふれあい・支え合い」のスローガンのもと、誰もがその地域で安心して暮らすことのできる地域コミュニティの再構築のため、住民・関係団体の皆様と諸事業を積極的に遂行してまいります。
- 台風 19 号により被災した町民について、世帯が抱える精神的・身体的な問題から経済的な問題など複合化、複雑化した問題を世帯丸ごと受け止め、寄り添い型の支援に努めます。
- 町と密接に連携しながら、丸森たんぽぽこども園施設の早期復旧に努めるとともに、認定こども園・児童館の運営及び大内保育所保育業務の受託に関しては、子どもの健やかな成長、発達、自立することに最良の施設となるよう、円滑な運営に努めます。

3. 重点事業

1. 地域福祉の推進

- ① 民生委員児童委員等との連携の強化と充実
- ② 地域福祉サービスニーズ調査の実施
- ③ 住民支え合い体制の推進
- ④ 福祉施設との協働による活動の推進(丸森町社会福祉施設等連絡会)

2. 児童福祉と福祉教育の推進

- ① 幼保連携型認定こども園「丸森ひまわりこども園」の運営
- ② 保育所型認定こども園「丸森たんぽぽこども園」の運営
- ③ 大張児童館の運営管理（指定管理者制度）
- ④ 丸森町子育て支援まちづくり計画に基づく連携・協働活動
- ⑤ 学校における福祉体験活動
- ⑥ 大内保育所における福祉教育・地域交流活動の推進
- ⑦ 子育て支援センターその他子育てサロン事業の充実

3. 介護を予防するための事業の充実強化

- ① 町事業と連携した介護予防事業の積極的推進
- ② もりもりクラブ(学校版)の活動促進
- ③ ふれあいサロンの活動支援

4. ボランティアセンター運営事業の推進

- ① 地域・住民並びに小・中・高生を対象とした幅の広いボランティア育成とボランティア活動の充実
- ② 平時の災害ボランティアセンターの体制整備
- ③ 住民を中心とした災害ボランティア研修の実施
- ④ 子育てボランティアの育成

5. 総合的な相談支援事業の推進

- ① 町民の困りごと、心配ごと相談
- ② 日常生活自立支援事業(通称:まもり一歩)の積極的活用
- ③ 法人後見制度による権利擁護支援
- ④ 生活福祉資金、生活安定資金活用による支援

6. 令和元年台風第19号(東日本台風)からの復旧・復興

- ① 被災者見守り・相談支援事業(地域支え合いセンター)の推進
- ② 災害ボランティア活動の再開・推進
- ③ 丸森たんぼぼこども園の施設復旧

4. 具体的事業活動計画

※()内の数字は会計経理区分と整合しています。

(1)法人運営

- ① 自主財源確保のための会員拡大
 - ア) 賛助会員、特別会員の拡充による財源の確保
- ② 適正な法人運営
 - ア) 社会福祉協議会の役員組織の強化と事務局体制等の確立
 - a.理事会、監事会、評議員会の開催
 - b.各種委員会の開催

③ 研修事業

- ア) 自立経営に向けての役職員の研修・協議の充実
- イ) 職員の資質向上

④ 調査研究

- ア) 福祉活動のための調査活動
 - a.福祉世帯調査・台帳整備
 - b.福祉施設連絡会の運営
 - c.社会福祉援助技術実習生の受け入れ

(2) 広報・啓発事業

① 住民への地域福祉の啓発

- ア) 広報紙『社協まるもり』の発行
- イ) マスコットキャラクターを活用した本協議会の理解促進
- ウ) 災害ボランティアセンター活動報告
- エ) 地域支え合いセンター広報紙

② ホームページの運用管理

③ 社会福祉事業功労者顕彰事業

④ 健康と福祉のつどいの開催（丸森町と共催）

- ア) 運営委員会・企画委員会の開催

(3) 助成事業

① 地区社協活動支援事業

- ア) 活動助成金(自治組織も含む)の交付
- イ) 地区社協会長、住民自治組織会長との推進会議
・地区福祉活動事業との整合を図る
- ウ) 町社協と住民自治組織との連携事業(地区社協も含む)
・住民自治組織との連携 各住民自治組織の福祉部会(地区社協) と
の協働事業の開発・実施 (介護予防事業及び自主防災活動含む)

② 民生委員児童委員協議会支援事業

- ア) 丸森町民生委員児童委員協議会事務局

③ ボランティア連絡会支援事業

- ④ 共同募金委員会支援事業(丸森町共同募金委員会活動育成支援と連携)
 - ◎配分金を活用した事業の展開と安定した財源の確保
 - ア) 赤い羽根募金
 - 地域福祉活動(社会福祉協議会)への配分による事業
 - イ) 歳末たすけあい募金
 - 地域歳末配分事業
- ⑤ 福祉団体支援事業
 - 心身障害児者親の会、身体障害者福祉協会、遺族会
 - 老人クラブ連合会、丸森町家族会、発達障害児者親の会エール
 - 子ども会育成会、子育て支援団体「子育て応援隊」
 - 子育てのご近所さんただいまおかえり

(4)地域福祉事業

- ① 高齢者福祉推進事業
 - ア) ふれあいサロン事業の活動支援
 - ・ふれあいサロン現在 69 団体
 - イ) ひとり暮らし高齢者への手づくり誕生日カードプレゼント事業
 - ウ) もりもりクラブ(高齢者と小学生の交流事業)
 - エ) コミュニケーション麻雀を活用した介護予防の取り組み
- ② 障害者福祉推進事業
 - ア) 心身障害児者支援事業(交流会の支援)
 - イ) 視覚障害者支援事業(大活字・点字併用冊子の貸出)
 - ウ) 障害者福祉団体との共催による事業
 - エ) 障害者共同作業所への支援事業
 - オ) 卓球バレーの活動普及
 - カ) 「障がい者の心豊かな生活を考える会」の活動支援
- ③ 児童福祉推進事業
 - ア) ブックスタート事業
 - ・町の乳児検診(6・7か月児)時に本の読み聞かせと絵本のプレゼント
 - イ) 海難・労災・交通遺児、病死遺児支援事業
 - ウ) 学童保育支援事業
 - エ) 子育て支援センター運営事業
 - ・子育て支援センター設置事業(2 か所)
 - ・子育て支援事業協力と子育てグループの活動支援
 - オ) 子育て支援事業

④ 災害援護事業

ア) 災害時の見舞金(全焼・全壊 20,000 円 半焼・半壊 10,000 円等)

⑤ 福祉用具利用サービス事業

ア) 福祉用具利用サービス事業

a 車イス b 介護用ベッド

(5) ボランティアセンター活動事業

① ボランティアセンター活動事業

ア) ボランティアの登録・相談・活動調整

・広報、啓発活動

・ボランティア活動保険加入受付

イ) ボランティアの育成

・各種研修会の開催、紹介

・ボランティア・福祉体験学習の実施

ウ) ボランティア団体活動支援

・ボランティアグループ同士の交流（ボランティアのつどい）

・各団体の視察・研修会調整

エ) 収集ボランティア

・エコキャップ、使用済切手他

② 災害ボランティアセンター事業

ア) 災害ボランティアの受入再開とセンターの備品等の整理

イ) 宮城県社会福祉協議会を含む県内36社会福祉協議会間

における災害時相互支援協定書締結に基づく災害支援活動

派遣職員の登録…本会職員14名登録

ウ) 県南地域社会福祉協議会(名取市以南4市9町)との災害支援連携

エ) 安心安全な地域づくり推進事業(生活あんしん事業)

a 災害時備蓄品の展示・紹介

・地区住民自治組織や自主防災組織との連携

b 学校が主催する防災教育への協力支援

(6) 総合相談支援事業

① 生活相談所の運営

ア) 町民の困りごと相談(毎月第1、第3、第5火曜日開設、他自宅相談対応)

イ) 「巡回相談」の実施(県社協総合相談センターとの共催)

(7)福祉サービス総合支援事業

① 成年後見事業

ア) 成年後見制度による法人後見の取り組み

(8)受託事業

① 地域福祉等推進事業

ア) 高齢者スポーツ大会 イ) ボランティア推進事業

② 家族介護者交流サロン開催(隔月1回)

③ 介護教室

④ 生活福祉資金貸付制度(県社協委託事業)

- ・貸付調査委員会
- ・生活福祉資金貸付
- ・緊急小口資金(東日本大震災及び台風 19 号による)被貸付者の償還指導

⑤ 日常生活自立支援事業(通称:まもり一歩)

⑥ 生活支援体制整備事業「生活支援コーディネート業務」

⑦ 被災者見守り・相談支援事業「丸森町社協地域支え合いセンター」

⑧ 大内保育所保育業務受託

(9)資金貸付事業

① 低所得世帯への資金貸付事業と償還指導 (民生委員児童委員との連携)

- ・生活安定資金制度

(10)大張児童館管理運営事業

① 令和2年度から令和4年度まで指定管理者の指定を受け、施設を管理運営

(11) 丸森たんぽぽこども園運営事業

- ① 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第3条第2項第2号による、保育所型認定こども園の健全な運営（定員185名 保育園機能155名 幼稚園機能30名）

(12) 丸森ひまわりこども園運営事業

- ① 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項による、幼保連携型認定こども園の健全な運営（定員156名 保育園機能141名 幼稚園機能15名）

5. その他・関係機関との連携・支援

- ① 町保健福祉課・町子育て定住推進課
- ② 町地域包括支援班
- ③ 県・各市町村社会福祉協議会
- ④ 住民自治組織
- ⑤ 各医療機関・福祉施設
- ⑥ 介護保険事業所
- ⑦ 遺族会等福祉関係団体の育成支援・団体事務
- ⑧ その他必要とする機関・事業所 など